

議案第58号

墨田区社会福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区社会福祉会館条例の一部を改正する条例

墨田区社会福祉会館条例（昭和49年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（使用の手続）」に改め、同条第1項中「利用」を「使用」に改める。

第5条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用」を「使用」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「利用」を「使用」に改める。

第7条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「利用承認」を「使用承認」に、「利用料」を「使用料」に改め、同条第2項中「利用料」を「使用料」に改める。

第8条の見出し中「利用料」を「使用料」に改め、同条中「すでに」を「既に」に、「利用料」を「使用料」に改める。

第9条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用の」を「使用の」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第10条中「利用者」を「使用者」に改める。

第11条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「利用」を「使用」に改め、同条第1号中「利用」を「使用」に改め、同条第3号中「の利用」を「を使用すること」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第12条中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を

「使用の」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

別表中「利用料」を「使用料」に改め、同表ホールの項中「８００円」を「８８０円」に改め、同表講習室の項及び和室の項中「２５０円」を「２７０円」に改め、同表設備及び器具の項中「５００円」を「５５０円」に改め、同表に付記として次のように加える。

付記 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に当該額の５割相当額を加えた額とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設けるほか、所要の規定整備をする必要がある。